

食安輸発0326第3号
平成26年3月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産養殖ひらめの取扱いについて
(養殖ひらめ及びその加工品の*Kudoa septempunctata*)

今般、国内において養殖ひらめを原因とする*Kudoa septempunctata*に係る食中毒事例が発生し、自治体による原因究明を行なったところ、下記に示す養殖場において養殖された韓国産ひらめを国内で混合していたことが判明しました。

つきましては、下記養殖業者から韓国産養殖ひらめ及びその加工品の輸入届出がなされた際は、輸入の都度、輸入者に対して*Kudoa septempunctata*に係る自主検査を指導するようお願いいたします。

記

養殖業者名：姜現水産
登録番号：K-F-CJ-046

養殖業者名：金江水産（株）
登録番号：K-F-CJ-224

養殖業者名：惠俊産業
登録番号：K-F-CJ-411

養殖業者名：爲美2水産
登録番号：K-F-CJ-637